

知 事 意 見

本事業は、株式会社ウエストエネルギーソリューションが、長崎県佐世保市と北松浦郡佐々町の行政界付近において、総発電出力が最大 33,600kW の風力発電所の設置を計画しているものであり、再生可能エネルギーの導入・普及に資するもので地球温暖化対策の観点から望ましいものである。

既設の風力発電所（長崎鹿町ウィンドファーム）事業後の再開発を検討されていることから、既存の事業による環境影響を把握し、既存の設備を有効活用することにより、本事業における環境影響の回避又は低減につながるものと考えられる。

このことを踏まえ、事業計画を具体化する過程においては、下記の措置を適切に講じることにより、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備の配置等を検討し、その経緯及び内容について、準備書以降の図書に適切に記載すること。

記

1. 全体的事項

- (1) 環境影響評価の実施に当たっては、環境影響評価法その他関係法令等に基づき、適切に行うこと。
- (2) 環境影響評価方法書及びその要約書における不適切な表現、記述の誤り、不足等については、環境影響評価準備書以降の図書において、訂正、追加して記載すること。
- (3) 既存の風力発電事業による環境影響を十分に把握・検証するとともに、その内容を活用して適切な調査や予測評価を行い、環境保全措置を講じること。
- (4) 環境影響評価及び環境保全措置の実施検討に当たっては、最新の知見や地元の状況に精通した専門家の意見等を踏まえ、調査、予測及び評価を行い、事業の実施に伴う環境影響を回避又は極力低減すること。

2. 個別事項

(1) 人への配慮

既存施設を含め、複数の意見・苦情等が出ていることから、住民の方の不安を軽減するよう、既知の情報収集、分析を踏まえた住民説明会などを行い、社会的合意形成を図るよう、積極的に対応すること。

また、合意形成を行う範囲や方法について十分に検討の上、本事業計画の初期段階から、専門家、利害関係者及び地元住民等への適切な情報の開示、丁寧な説明及び協議を実施し、地域関係者の理解と協力が得られるよう十分に配慮すること。

(2) 開発規模への配慮

事業実施想定区域内の一部には、地すべり地帯、残置森林や保安林が含まれており、また土砂災害警戒区域等に及ぶ可能性があることから、計画段階で関係者等に説明、協議し、当該区域内における開発規模について十分に検討し、環境影響を回避又は極力低減すること。

(3) 騒音等への配慮

既存施設にかかる住民からの意見・苦情等が出ていることから、騒音、振動及び低周波音による影響が懸念されるため、資機材の輸送時や供用時の騒音等の影響について、地元住民へ丁寧で具体的な説明を行うこと。

また、騒音や低周波音の調査、予測及び評価については、最新の知見を収集し、適切に行うこと。

(4) 電波障害への配慮

当該事業実施に関しては、地上デジタル放送受信障害についても配慮すること。

(5) 水環境への配慮

既存施設の工事にかかる住民からの意見・苦情等も考慮した上で、住民との協議を行い、河川からの濁りの海域への流れ込みや土砂堆積による川の氾濫等を回避又は極力低減するよう慎重かつ安全に事業を遂行すること。

また、関係市町水道事業担当部局と随時協議すること。

(6) 事業実施に伴う配慮

既設事業の資材搬出入に使用した道路を活用するとともに、新たな道路の拡幅工事を行う場合は環境影響へ配慮すること。

当該事業の工事に際して、土砂流出、工事排水及び工事車両通行などによる地元住民への影響を回避又は極力低減し、それらの影響により生じる支障については、地元住民へ丁寧な説明を行うこと。

また、施設の長期稼働による経年劣化に対する懸念もあることから、施設の維持管理については、既存施設の情報収集、課題分析も踏まえて、十分に留意すること。施設補修及び撤去については、維持管理に関する方向性を明示し、責任を持って事業を進めること。

(7) 植物への配慮

植物調査においては、ブラウン-ブランケの植物社会学的植生調査法を用いて、「チガヤーススキ群落」について種類組成で区分した結果を示すこと。

また、風力発電施設設置場所内外のように、調査場所を区別して調査を実施し、比較評価を行うこと。

(8) 鳥類・哺乳類への配慮

事業実施想定区域及びその周辺では、ハチクマ・アカハラダカ・ミサゴ・ツル類など一般鳥類、渡り鳥、希少猛禽類を含む様々な種類、個体数が多岐に渡りの経路となっている可能性があり、本事業の実施により、バードストライク及び移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念されるとともに、コウモリ類においてバットストライク等の影響も懸念されることから、既存の情報を活用し、当該地域における渡りの時期、移動経路、高度、活動量等の実態を把握した上で、より効果的で注意深い調査を実施し、鳥類・コウモリ類への影響を回避又は極力低減すること。

また、鳥類・コウモリ類について、専門家との協議、地元住民への丁寧で具体的な説明を行った上で、適切な調査や予測評価を行い、環境保全措置を講じること。

(9) 生態系への配慮

事業実施想定区域には、豊かな自然環境が育まれており、生物が相互に関わりあって生息生育していることから、専門家に助言を求めた各種動植物のみならず、本事業実施想定区域の生態系全体の関係性を明らかにして予測評価を行い、事業実施に伴う環境影響を回避又は極力低減すること。

(10) 風車影への配慮

風車の影の調査においては、太陽高度の変化の影響により周辺環境への影響も変化する可能性があることから、季別に評価を行うことで、風車の影による影響を回避又は極力低減すること。

(11) 景観への配慮

眺望点の選定方法や箇所については、十分検討し、景観への影響を回避又は極力低減すること。

(12) 世界遺産・埋蔵文化財への配慮

事業実施想定区域周辺には、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である佐世保市の「黒島の集落」があることから、佐世保市、長崎県及び文化庁と協議のうえ、必要に応じ遺産影響評価を実施するなど、世界文化遺産の価値に影響を与えないよう配慮すること。

事業実施想定区域には、複数箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地が所在しており、事業の実施にあたっては、当該工事の施工が遺跡の保存に影響を及ぼさないように事前調整、分布調査等を実施すること。また、関係市町と事前に工事内容を共有、確認すること。